

第3項 地球温暖化防止に向けた動向

1 主な国際的な動向と日本の取組

※ COPは、1992年に採択された「気候変動枠組条約」に基づく締約国会議で、気候変動問題を解決するための政策を議論する国際的な会議です。

(1) COP 3

平成9(1997)年、京都で開催されたCOP3では、温室効果ガスの国別削減目標を含む「京都議定書」が採択されました。

国は、COP3の合意を受けて、平成10(1998)年に「地球温暖化対策推進大綱」を決定しました。同年10月、「地球温暖化対策推進法」を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めました。

(2) 京都議定書の発効

平成16(2004)年、ロシアが京都議定書を批准したことにより、平成17(2005)年2月、京都議定書が発効しました。合意から7年を経て、議定書の国別削減目標を達成することが批准国の法的な義務になりました。

(3) パリ協定の発効

平成27(2015)年12月、パリで開催されたCOP21では、京都議定書に代わる2020年以降の新たな枠組みとして、産業革命からの気温上昇を2℃未満に抑えるなどの共通認識のもと、途上国を含むすべての国が温室効果ガス削減の自主目標を設定し、達成に向けた政策をとらなくてはならないと定めた「パリ協定」が採択されました。平成28(2016)年11月にパリ協定は発効しました。

国は、平成28(2016)年5月、「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量削減の中期目標を「2030年度までに2013年度比で26%削減」としました。同年11月にパリ協定を正式に批准することで2030年度に向けた削減目標が国際公約となりました。

(4) 国の2050年脱炭素社会の実現に向けた動き

令和2(2020)年10月、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、令和3(2021)年5月、地球温暖化対策推進法を改正し、「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として位置付けました。また、この目標の実現に向け、2030年までに温室効果ガスを2013年度比で46%削減する中期目標を表明し、同年6月には、脱炭素社会の実現に向けた行程と具体策を示した「地域脱炭素ロードマップ」を策定しました。同年10月には、2050年・2030年に向けた温室効果ガス削減目標や、目標の裏付けとなる対策・施策等を盛り込んだ、新たな地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

2 東京都の取組

令和元(2019)年5月、世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。同年12月には、その実現に向けたビジョンと具体的な取組、ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。

令和3(2021)年1月のダボスアジェンダ会議では、2030年までに都内温室効果ガス排出量を2000年比で50%削減する「カーボンハーフ」を表明し、同年3月には、2030年に向けた目標の強化や政策のアップデートなどにより取組を加速させる「ゼロエミッション東京戦略2020 Update&Report」を策定しました。さらに、令和4(2022)年2月には、カーボンハーフに向けた道筋を具体化し、直ちに加速・強化する主な取組を示した「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速-Fast forward to “Carbon Half” -」を策定しました。

3 オール東京62市区町村共同事業

平成17(2005)年の京都議定書の発効を契機に、「特別区長会」では、地球温暖化防止に向けてこれまで以上に連携して取り組む決意を示す共同宣言を行いました。これを受け、平成19(2007)年にオール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」がスタートしました。本事業では、各自治体の地域の特性に応じた自然環境の保護や地球温暖化対策を推進するため、市区町村ごとの温室効果ガス排出量の公表や、気候変動対策に関する調査研究などを行っています。